２．いじめの未然防止・対策に係る組織

第２２条
学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者，その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの未然防止，早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行い，重大事態の調査を行う組織として，以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」等の組織を設置します。

〔学校内〕校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、当該担任、教育相談担当教諭、養護教諭
〔学校外〕PTA 会長（本部役員）、学校評議員、主任児童委員、民生児童委員、スクールカウンセラー等

【日常的な対応】

① **企画委員会**
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事
※週１回開催：学校全体の状況を把握し、対策等を検討する。

② **運営委員会**
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター
※月１回開催：指導委員会等で提案された事案等を検討し、対応について協議する。

③ **学校いじめ（不登校）対策委員会**
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学年担任、特別支援コーディネーター、養護教諭
※いじめや不登校について、その原因や問題の関連、対応を協議する。（①②と兼ねる場合もある。）

【緊急を要する対応】
PTA 会長（本部役員），学校評議員，各務原警察署，主任児童委員，民生児童委員（いじめ未然防止・対策担当を２～３名委嘱），教育委員会関係者，校医等

【重大問題と判断される時の対応】
〇生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
〇いじめにより生徒が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

⇩

・各務原市教育委員会へ速やかに「第一報」を報告し，教育委員会指導の下，事実関係を明確にするための調査にあたる。
・重大時は，直ちに各務原警察署に通報し，適切な援助を求める。

３．いじめの未然防止のための取り組み

（１） **いじめの防止**　居場所づくり、絆づくりを推進し、いじめを生まない風土を作る。

いじめはどの児童にも起こり得るものであるとの認識に立ち、誰もが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、全ての児童を対象とした未然防止の取組に力を注ぐ。人は自分が認められている、大切にされているという思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりできる。居場所づくり、絆づくりの指導を推進し、一人一人の自己肯定感を高めることによって、いじめを生まない風土を作る。

・全ての児童が参加し、「できた」「わかった」という成就感を得ることができる教科指導
・命を大切にする心、人を思いやる心、確かな規範意識など、道徳の時間の指導と教育活動全体と関連させ